

重要事項説明書

当サービスの利用は、基本チェックリストによる基準該当者及び要介護等認定の結果「要支援1」、「要支援2」と認定された方が対象となります。

1 事業者

- (1) 法人名 久米島町
- (2) 法人所在地 沖縄県島尻郡久米島町字比嘉2870番地
- (3) 電話番号 098-985-7124
- (4) 代表者名 久米島町長

2 事業所概要

- (1) 事業所種類 地域包括支援センター
- (2) 事業目的 介護予防支援業務・介護予防ケアマネジメント業務
- (3) 事業所名称 指定介護予防事業所 久米島町地域包括支援センター
- (4) 管理者 久米島町福祉課長
- (5) 所在地 沖縄県島尻郡久米島町字比嘉2870番地
- (6) 電話番号 098-985-7124
- (7) 開設年月 平成 18 年 4 月
- (8) 指定年月日 平成 18 年 4 月 1 日
- (9) 事業所番号 4703800013

3 事業実施地域及び営業時間

- (1) 営業時間(窓口対応可能時間)

	曜日	時間
受付時間	月～金	8:30～17:15
サービス提供時間	月～金	8:30～17:15

- (2) サービス提供可能地域

沖縄県島尻郡久米島町全域

4 職員体制

当事業所では、ご契約者に対して介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務を提供する職員として、以下の職種の職員の配置に努めます。

- (1) 配置に努める職員

保健師	社会福祉士	(主任)介護支援専門員
看護師	認知症地域支援推進員	生活支援コーディネーター
精神保健福祉士	その他運営上、必要な職員(職種)	

- (2) サービス従業者の健康診断の実施の有無

有

5 サービスの内容等に関する事項

(1) 事故発生時の対応

担当職員は、利用者に対する介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合、速やかに利用者の家族及び市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告します。

(2) 秘密の保持

担当職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。なお、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ、個人情報利用同意書により得ます。

(3) 利用料

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合は(法廷代理受領)、ご契約者の自己負担はありません。但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料に相当する給付を受領することができない場合は、利用者負担が発生する場合があります。

(4) 居宅介護支援事業所への委託

厚生労働省に基づき、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの一部を居宅介護支援事業所に委託することができます。

(5) 医療機関との連携

利用者が医療機関に入院する必要が生じた場合、その後の適切な退院支援がおこなわれるよう、必要な医療機関との情報連携を行います。

利用者または家族においては、本人が医療機関への入院が必要になった場合には、医療機関側に地域包括支援センターの担当職員の氏名と連絡先をお知らせください。

6 苦情・相談

(1) 苦情・相談窓口の名称等

	名称	電話番号	対応時間
事業所に設置された窓口	指定介護予防支援事業所 久米島町地域包括支援センター	098-985-7124	8:30～17:15 (土日祝祭日除く。)
外部に設置された窓口	沖縄県介護保険広域連合 計画推進課指導係	098-911-7502	8:30～17:15 (土日祝祭日除く。)
国保連苦情相談対応窓口	沖縄県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談室	098-860-9026	8:30～17:15 (土日祝祭日除く。)